

医療費
配偶者医療費 請求書提出の際には下のことにご注意ください

1. 請求書は**1カ月、1医療機関ごと**に提出してください
ただし、次の場合は別々の請求となります。
 - ①－入院分と外来分
 - ②－受診医療機関とその処方箋による調剤薬局分（同じ薬局でも処方箋発行医療機関別に請求）
 - ③－健康保険制度別（月の途中で加入健康保険が変更になった場合等）
注－自己負担額が、本人 1,100 円、配偶者 2,100 円未満の場合は、控除額の範囲内ですので給付が発生しません。
2. 請求書は**診療を受けた月の翌月以降**に提出してください。
3. 請求書提出の際には、請求書の領収書欄を医療機関において記入してもらってください。ただし、医療機関から**健康保険における自己負担額等の内訳が確認できる領収書**をもらっている場合には、その領収書を添付（コピー可）していただきますと、領収書欄の記入は必要ありません。
注－1 当互助会に届け出ている加入健康保険の内容と領収書に記載されている受診時の加入健康保険の内容が異なる場合などは、医療機関で領収書に内訳を記入してもらう場合があります。
注－2 領収書を発行している医療機関で請求書の領収書欄に証明をもらいますと、文書料を請求される場合があります。
4. 請求書と医療機関の領収書を一緒に提出される場合には次のことに
ご注意ください。
 - ①－受診者氏名、受診月、医療機関名（診療科）、入院、外来、領収額及び給付の対象となる金額（健康保険による3割の自己負担額）が確認（原則としてレシートは不可）できるもの。
 - ②－領収書の枚数が多い場合は添付漏れにお気をつけください。
 - ③－請求書は、請求に必要な枚数を確認のうえ、領収書またはその写しと一緒にご提出ください。
5. 院外処方箋による調剤分（病院から処方箋をもらって、外の薬局で薬をもらったとき。）を請求される場合は、請求書の領収書欄または薬局の領収書に、**必ず処方箋を発行した医療機関名**を記入してもらってください。（例・〇〇病院の処方箋による調剤）
6. 次の費用は給付の対象となりませんので、ご了承ください。
 - ①－差額ベッド料、食事代負担金、人間ドック、予防接種、自費による受診、その他健康保険の適用されないもの。
 - ②－食事療養費（入院時の食事標準負担額等）
 - ③－**70歳**なった月の翌月（1日生まれの方はその月から）以降の**受診分**
7. 請求書は必要に応じて送付いたしますので、コピーしての使用はさけてください。（ホームページからダウンロードし、カラープリントしたものは可。）URL <http://www.kokyogo.jp/>

お問い合わせは ☎ 088-821-4917 まで

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課内 高知県教職員互助会事務局